農地法第4･5条申請　必要書類

（農振地内の農用地の確認必要）

① 許可申請書　２部~~（2部とも捺印要）~~【申請者以外の権限者提出の場合は自署・記名・押印】

※区長、農地利用最適化推進委員、隣地確認について

必ず電話連絡等で確認をとり、承諾された場合は、①許可申請書の「7.その他の参考となるべき事項」に「令和〇年〇月〇日　△△区長に電話にて連絡、承諾済」という風に記載して下さい。

※隣地について

赤道、水路等がある場合、車が通れる程の幅員であれば不要だが、それ以外は隣地所有者の確認が必要です。荒廃地であっても、非農地証明が発行されていない限りは、事務上農地として取り扱いますので、説明して確認してください。　又、連絡がとれない方がいる場合は、詳細な経過報告書を提出して下さい。

② 位置図　１部（住宅地図程度の見取図）

③ 土地登記簿謄本　１部（法務局で取得）３ヶ月以内のもの

④ 公図　１部（法務局で取得）３ヶ月以内のもの

⑤ 土地利用計画図（様式任意）　１部（雨水、汚水の排水処理系統図示）

~~※太陽光発電の場合は、パネル面積が申請農地の~~ **40%以上要　申請農地に占めるパネル面積の割合を明記**

⑥ 造成計画（様式任意）　１部（30cm 以上の切土、盛土がある場合）

※切土、盛土が 30cm 未満の場合は、①許可申請書の「7.その他の参考となるべき事項」に「土地造成については整地のみで、切土、盛土は行わない。」と記入して下さい。

⑦ 施設等平面図　１部（住宅等の場合は間取り図等）

⑧ 施設等立面図　１部（建物を２方向以上から見た完成予想図）

⑨ 事業計画書（様式任意）　１部（住宅以外は要…太陽光、資材置場、駐車場等）

※申請地の利用方法を詳細に記入して下さい。

⑩ 資金証明書　１部（残高証明書、融資証明書、通帳写し等）

⑪《法人の場合》　法人登記簿謄本・定款　１部

⑫始末書が必要な場合は始末書（様式任意）

※１ 使用貸借、賃貸借の場合・・使用貸借契約書写、賃貸借契約書写　１部（様式任意）５条申請のみ

※２ 土地所有者の現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合・・・住民票　１通

※３ 申請地が土地改良区内（宮川用水、立梅用水、津田用水等）にある場合

・・・土地改良区意見書　１部（様式任意）

※４ 現在、利用権設定がされていないか確認し、されていたら合意解約の手続き要

※５ 太陽光発電施設の場合、下記の書類が必要

① 事業認定通知書（経済産業省）

※未発行の場合は、事業認定手続き内容確認画面及び登録完了画面の写しでも受付するが発行されたら即、提出のこと

② 接続検討結果回答書（電気事業者（中部電力）

③ 再生可能エネルギー売買契約書（非 FIT の場合）